

国内経済要録

◇金融機関とその出資先外国法人との関係についての大蔵省通達

大蔵省は、金融機関の海外における活動を適正、健全なものにするため、金融機関とその出資先外国法人との関係について、各金融団体代表者あて概要次のとおり通達した(4月23日)。

(1) 金融機関は、銀行法およびこれを準用する法律により、その本来の業務に専念するよう定められている点にかんがみ、金融機関が出資しようとする外国法人の営む主たる業務が、昭和50年7月3日付通達「金融機関とその関連会社との関係について」(50年7月号「要録」参照)によって関連会社に行わせてはならない業務(注1)である場合は、これに対する出資(経営支

配または経営参画の形態をもって行う出資に限る。以下同じ)は行ってはならないこと。

(2) 出資先外国法人(注2)の経営内容等については、別に指示するところにより、報告すること。

(注1) 例えば、ホテル業、倉庫業、海運業、鉱山業等をいう。

(注2) 実質出資比率が50%超の外国法人、50%以下でかつ本邦金融機関がその財務、営業方針に重大な影響を与えることができる外国法人、およびその他特に指定する法人。

◇銀行等の職員の派出ならびに事務所の届出についての大蔵省通達

大蔵省は、銀行等の派出所について従来その業務内容等について特段の定めがなく、銀行法上の営業所に認められた業務との境界が明確でなかったことにかんがみ、このほどこれが業務の厳正化を図る趣旨から、その性格、派出基準、業務内容等を明確化するとともに派出に当っては届出を要することとし、4月23日各財務局長あて通達した。